

議会基本条例 条文案

【第12章補則】議会及び議員の責務

A案	<p>議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な信託にこたえなければならない。</p> <p>2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。</p>
B案	